

東海村情報公開・個人情報保護審査会会議録

1	開催日時	令和元年9月27日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
2	場所	東海村役場行政棟2階205会議室
3	出席者	委員 武田隆志, 岩佐淳一, 石川龍一, 永目裕子, 田中調江 村防災原子力安全課(以下「防原課」) 稲田課長補佐, 藤井主事 事務局 菊池総務課長, 鷹野課長補佐, 須藤係長, 星野主任
4	欠席者	なし
5	公開又は非公開の別	公開
6	非公開の理由	
7	議題	(1) 開会 (2) 会長あいさつ (3) 被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問) ア 被災者生活再建支援システムのセキュリティについて イ 答申内容について (4) 閉会
8	配布資料	・東海村情報公開・個人情報保護審査会次第 ・被災者生活再建支援システムのセキュリティについて ・答申案
9	発言内容	(委員意見・質問) (3) 被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問) ア 被災者生活再建支援システムのセキュリティについて 委員: 指定形式のCSVにする前のデータはエクセルデータなのか。 防原課: ベンダーのシステム上のデータなので, エクセルデータより複雑なものと考えられる。ベンダーに指定形式のCSVで抽出してもらう。

委員：外部の事業者にどのように委託しているのか。
防原課：茨城県の入札で落札したNTT東日本に委託している。
入札仕様書の管理体制、法規を満たした業者である。
委員：システムの開発もNTT東日本なのか。
防原課：国の防災科学研究所が開発したものを作り変えたものである。
委員：個人情報扱う職員は数名なのか。
防原課：当初は限定した形で運用するが、発災した場合のシステム運用に必要な人数は、今後、見定めていく。システムは県の研修を受けないと操作できないので、県の研修を受けた職員が扱っていく。

イ 答申内容について

委員：特に答申案の内容に問題はなく、妥当なものだと考えるが、要請事項の（２）に「システムを利用した支援体制の実効性確保に努めること」とあるが、実効性が確保されていることのチェックをどのように行うのか。
事務局：システムの使い方が複雑なことから普段から使えるよう、システムの使い方を熟知しておく必要があるし、調査体制も整えておくことになる。
委員：結局、研修をしておくということか。
事務局：県の研修に日頃から参加して人的なメンテナンスを行っていくことにより、システムに精通した職員を養成していく。ただ、実効性確保は、一朝一夕にはいかないことから、答申の文言「実効性の確保に努める」のとおり、その取り組みに努めていくということである。
委員：要請事項の（３）の「システム保守事業者が情報漏洩を発生させることの無いよう、指導及び監督に努める」とは、どのようなことをやるのか。監査をやるのか。
事務局：直接的には茨城県が代表して契約をしているので、個人情報の取扱いについて、留意してもらうよう、県に申し伝えることが考えられる。また、システムの運用の中で業者とのやり取りもあるので、その中で疑問に思うところは随時、指摘をしていくことも考えられる。
委員：システムを使用できる職員は限定することだが、災害時にはみんなが使えないと不便ではないか。

	<p>事務局：災害時は外からの応援ももらうので，広く使うということも考えていかなければならない。</p> <p>委員：住民基本台帳のデータは正確なものだろうが，家屋台帳データについては増改築の届け出をしない人もいるだろうから，正確なデータの整備が難しいのでは。</p> <p>事務局：航空写真に基づく調査などにより，データはアップロードされていく。</p> <p>委員長：色々質疑があったが，各委員から答申案の内容に追加や修正が無ければ，この内容で答申することしたいがどうか。文言自体は良いと考えるが。</p> <p>各委員：特に追加修正はない。</p> <p>委員長：それでは，追加修正事項が無いので，答申案を正式な答申として村長に送付する。</p>
<p>10 結 果</p>	<p>被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について認められる旨の答申を行う。</p>